納税証明書を請求される方へ ～委任確認について～

個人情報の保護を図るため、代理人が交付請求される際は、委任状が必要です。
納税義務者の**押印に代えて、以下のとおり委任確認**をさせていただきます。
（従前どおり押印により委任されている場合でも、納税証明書は交付できます。）

自動車税以外の証明を請求する場合の委任確認

○委任する方が***法人***の場合・・・***管理番号（７桁）***の記載

【法人県民税・事業税 申告書】

【納付書】

【管理番号が不明な場合】

委任確認番号の記載にかわり、**公的機関が発行した委任者の「法人本店所在地」と「法人名・代表者名」の両方が確認できる書類（写し可。有効期限のないものは発行からおおむね３か月以内のもの）**をご提示ください。

＜例＞　◆印鑑証明書　◆登記事項証明書（商業・法人）など

○委任する方が***個人***の場合

・・・***課税番号（個人事業税、不動産取得税）***の記載

・・・***確定申告書 整理番号***の記載

【兵庫県税 領収証書】

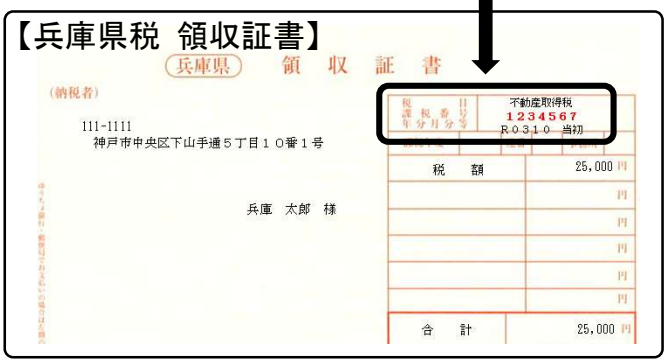

【確定申告書】

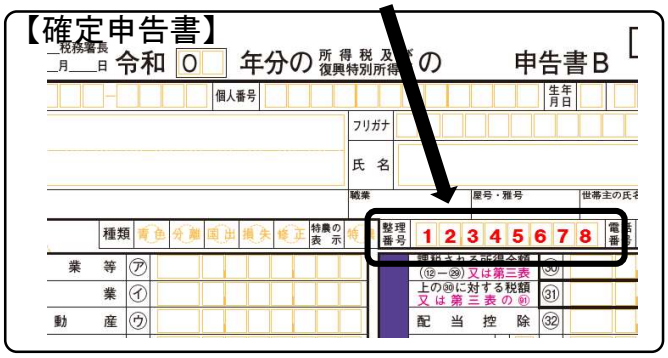

【課税番号・整理番号が不明な場合】

委任確認番号の記載にかわり、**公的機関が発行した委任者の「住所」と「氏名」両方が確認できる書類（写し可。有効期限のないものは発行からおおむね３か月以内のもの）**をご提示ください。

＜例＞　◆マイナンバーカード　◆運転免許証
◆住民票　◆印鑑登録証明書　◆確定申告書（電子申告で受付日時が確認できるもの）
◆市県民税所得証明書 など

自動車税の証明を請求する場合の委任確認

車台番号下４桁の記載